一時保護の実態調査の結果(速報値)について

※一時保護の実態等について、昨年9~10月に全児童相談所(229箇所)に対し調査を実施(回収率95%) (第6回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム事務局提出資料3から抜粋)

> 令和5年4月26日 こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

っ^{どもまん}なか こども家庭庁

1. 一時保護期間等について

- 「アセスメントのため」のみを理由とする事例
- 里親等の一時保護委託先で不適応があり、処遇検討のため
- 非行・触法少年の措置先検討のため
- 里親委託・措置入所に向けた行動観察のため
- 虞犯、問題行動、発達特性、障害、精神不調に対する行動観察
- 親権者又は児童本人から一時保護の求めがあったため
- ゲームに熱中し、日常生活にも支障が出る状況であったため
- 登校拒否及び癇癪の行動相談のため
- 保護者の養育能力を確認するため
- 保護者のレスパイトを図り養育状況を確認するため。
- 親子関係(兄弟関係や里親子関係を含む)調整のため。
- 家庭内で性加害を受けた児童の面接・受診のため
- 本児が親権者以外と生活しており、その実態を把握するため
- 保護者によるきょうだいへの虐待があり、本児への虐待の有無を調査するため。
- 地域で性的問題行動を繰り返していることについて、学校や保護者からの相談を受けたため
- 学校での問題行動が多く、児童養護施設から助言が欲しいと依頼を受けたため
- 不登校相談による再判定のため

1. 一時保護期間等について

○ 「その他」を理由とする事例

- 保護者の心身の不調、障害、出産、仕事、経済的 困窮、失踪、逮捕、家族の入院付添いによる養育 困難
- 児童の心身の不調、非行、虞犯、家庭内暴力、 ゲーム依存、不登校、引きこもり、希死念慮、 障害による養育困難
- 多子世帯による養育困難
- 養育者のレスパイト
- 養育者との関係不和
- 親権者又は児童本人の申出
- 里親委託・入所措置に向けたマッチング
- 施設不適応
- ショートステイが満床などのため受入困難

- 入所施設で他児から加害行為
- 反社会的勢力が児童に嫌がらせ行為、危害を加えるおそれがあり、児童の安全確保が必要
- ・ 泥酔状態の保護者と児童が口論となり、児童の安全確認
- 母子DV避難、学齢男児でシェルター入所不可
- 施設児童の通院のため(地理的事情)
- ・ 遠方の施設に措置している特別支援学校在籍の児童が就 労支援を希望し、一時保護所から就労実習先に通うため
- 施設入所等措置について、保護者が同意を撤回したため
- 少年審判で児童自立支援施設等送致の執行までの期間
- 児童養護施設入所措置中の児童が長期入院することとなり、措置解除して病院への委託一時保護に切り替え